令和８年度柏市会計年度任用職員
（夜間支援員）募集案内

１　採用職種，採用予定人数，職務内容及び勤務地

採用職種	夜間支援員
採用予定人数	２０名程度
職務内容	(1) 夜間における入所児童の生活支援（食事の補助，相談に対する対応，その他入所児童の日常生活に必要な支援）に関すること (2) 柏市こども・若者相談センターの開設準備に関すること
勤務地	柏市こども・若者相談センター 千葉県柏市十余二３１３－６１０

２　任期

令和９年１月１日から令和９年３月３１日まで

※１　任用（採用）開始日から１月（１月の勤務日が１５日に満たない場合，１５日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。

※２　勤務成績が良好であり，かつ，柏市議会において次年度予算が可決された場合に限り，継続して任用する場合があります。

※３　地方公務員法第２２条の２の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

※４　勤務開始日については，１月４日以降の上旬となります。

３　報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：１，３００円

※夜間勤務時間（午後１０時～翌午前５時）
時給単価：１，６２５円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務等に相当する報酬を支給します。

〔想定〕月収：79,300円

・令和８年１月に新規採用された場合〔時給換算：1,416円〕
月収例：(9時間×1回×4週×1,300円)＋(5時間×1回×4週×1,625円)＝79,300円
※令和９年２月開設以降の月収想定となります。

・令和９年度以後も再度任用された場合〔時給換算：1,684円〕

年収例：79,300円×14.2725＝1,131,809円
〔12月（毎月の報酬）＋1.01 月（6月期末） ＋1.2625月（12月期末）〕

※シフト構成により，各月の勤務日数が異なりますので，想定日給×月の勤務日数が想定月収となります。
※報酬単価・期末手当の支給割合は，人事院勧告がなされた場合，任期中であっても変更の可能性あります。

(2) 勤務時間
ア　勤務時間　１勤務あたり１４時間（時間外勤務：無）
（午後５時００分から翌午前９時００分まで，
休憩時間：１２０分）
※勤務開始月（令和９年１月）は研修等の受講や柏市こども・若者相談センターの開設準備等に従事していただくため、原則月曜日から土曜日の日中の時間帯に勤務となります。
イ　勤務日　１週間当たり１回程度
ウ　休日　勤務日以外（シフト制による）

(4) 休暇
年次有給休暇（採用日から６月間に８割以上出勤した場合，１日）及び特別休暇（忌引等）を付与します。

(5) 服務
地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。

(6) 社会保険・雇用保険・労災保険
ア　社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用　無
イ　雇用保険の適用　無
ウ　労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用　有
※週の勤務日数により，社会保険・雇用保険の加入が必要となる可能性がございます。

４　受験（応募）資格

(1) 児童福祉に関心のある人
(2) １８歳以上の人
(3) 地方公務員法第１６条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア　拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
イ　柏市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から２年を経過しない方
ウ　日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した方

５　選考試験の実施日，実施場所，試験種目及び試験内容

試　験　日	令和８年１１月中	詳細は，受験申込者に別途連絡します。
試験場所	ウェルネス柏	
試験内容	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について，人物面から審査します。

６　申込（応募）方法

(1) 申込方法

下記のアもしくはイの方法にて申込をお願いいたします。

ア　郵送　柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書

イ　LoGoフォームでの回答

(2) 申込受付期間

令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１９日（木）１３時まで（郵送の場合期限内必着）

(3) 申込先

柏市こども部こども相談センター　開設準備係

（〒２７７－０００４　柏市柏下６５－１　ウェルネス柏４階）

７　合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

令和８年１１月下旬頃に決定し，受験者に通知します。

(2) 採用時期

合格者は，令和９年１月１日付で採用します。

８　注意事項

(1) 採用（合格）の取消し

４に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合，採用（合格）を取り消すものとします。

(2) こども性暴力防止法に基づく措置

令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき，特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります（事業や担当，職種によっては，認定申請を行い，認定された場合。）。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。

この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。